

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画策定に関する意見聴取委員会設置要綱

制定 令和 元年 6月24日市長決裁

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条に規定された地方公共団体実行計画として策定する「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）について、第3条に掲げる者から意見を聴取するため、「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画策定に関する意見聴取委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量の削減目標に関すること。
- (2) 温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた方針や具体的な対策に関すること。
- (3) 住民や事業者、関係行政機関等との連携策に関すること。
- (4) 実行計画の推進体制や進行管理、評価、公表の方法に関すること。
- (5) その他地球温暖化対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 法第38条第1項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センターの代表者
- (4) その他地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者

2 委員の報酬額は、日額10,000円とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、議事を整理するものとする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

2 会議には、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、嘉島町、益城町及び甲佐町の職員の出席を求めるものとする。

3 議事について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議録)

第7条 会議録には、次の事項を明記する。

- (1) 会議名称
- (2) 会議概要
- (3) 議題及びその内容
- (4) 意見内容

2 会議録は、会議に出席した委員の承認を得るものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、熊本市環境局環境推進部環境政策課温暖化・エネルギー対策室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 元年 6月24日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 2年 3月31日限り、その効力を失う。